

K-Report

2014年 9月 1日発行
第4巻 第9号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. WLB制度の定着に向けて
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 厚生年金保険料率が引き上げられます

平成16年の法改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることとなっています。

今回改定される厚生年金の保険料率は、『平成26年9月分（平成26年10月末納付期限分）から平成27年8月分（平成27年9月末納付期限分）まで』の保険料を計算する際の基礎となります。

改定後の保険料率は次のとおりです。

区分	現行 (平成26年8月分まで)	変更後 (平成26年9月分から)
一般の被保険者 (厚生年金基金加入者は除く)	17.120%	17.474%
坑内員・船員の被保険者 (厚生年金基金加入者は除く)	17.440%	17.688%

《厚生年金基金加入員の厚生年金保険料率》

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率は、上記の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となります。

区分	現行 (平成26年8月分まで)	変更後 (平成26年9月分から)
厚生年金基金に加入する 一般の被保険者	12.120%～14.720%	12.474%～15.074%
厚生年金基金に加入する 坑内員の被保険者	12.440%～15.040%	12.688%～15.288%

※ 免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせ下さい。

従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知しなければならないことになっています。

従業員の方々への通知等の励行をお願い致します。

2. WLB制度の定着に向けて

■ 制度定着に向けての取組事例

【3】社員による働き方の見直し

①自分自身でキャリア・ライフ・デザインを明確にする

仕事以外の時間を有益に活用するには、自分でキャリアプランをしっかりと考えることが重要になります。これからは、年齢・性別に関わらず、結婚・出産といったライフイベントや介護などの生涯設計をしていく必要があります。雇用の流動化が進む中、これからは職場の外にも目を向け、自らで能力開発する時間を確保するなど、生活を楽しまつつ、付加価値やスキルを向上させることが大切です。

■キャリアデザインを明確にし、長期に渡る仕事と介護の両立

仕事と介護の両立を図りながらどのように成長していくかの具体的なライフ・キャリア設計を自分自身でしっかりと行っている。介護者の負担は、体力的にも精神的にも大きいので、受けられる公的・私的援助サービスは利用して、自分のための時間を持つ事も仕事との両立の上で大切と考えている。

(情報通信業／1,000人以上)

■従業員家族からの働きかけ

社員の家族にも知ってもらいたいと考え、次世代育成支援及びワーク・ライフ・バランスへの取組のリーフレットを自宅に届けた。社員の家族が「この制度使ってみたら」と社員に言うこともある。

(石油精製業：301人以上999人以下)



今年度から来年度に掛けて74の基金が深刻な積立金不足の基金に適用される『特例解散』をすることが明らかになっています。会社によっては基金を退職金の代替策にしているところも数多くあり、生涯もらえたはずの基金独自の上乗せ年金分が受け取れなくなる不利益は決して小さくありません。

3. 所長コラム

■ 基金解散

厚生年金基金はバブル崩壊やリーマンショックなどの影響による株価低迷などで積立金の運用が悪化し、加えて2012年に発覚したAIJ投資顧問による詐欺事件で、多くの基金が預けていた計約1600億円のほとんどが消失して運営が厳しくなり、解散への動きが続々と広がっています。

基金は、厚生年金の積立金の一部（代行部分）を国から預かり、厚生年金に上乗せする企業年金と一緒に運用している。基金が積み立てる保険料は、代行部分を企業と社員が半々で払い、企業年金部分を企業が払う。この代行部分も損失している基金。例えば、愛知県トラック基金。今後30年間に莫大な借金を返すことになるのだが、運用していた人たちへの責任追及は、今から始まる。